古田武彦と古代史を研究する会(東京古田会)

会 則

名 称: 当会は古田武彦と古代史を研究する会(東京古田会)とする。

目的:古田武彦氏の業績と方法論にもとづいて、日本の古代史を研究し

真実の歴史を追求する。

活 動:上記の目的を達成するために、研究会、機関紙の発行、講演会、

遺跡巡り、研修旅行などを実施する。

会員:以下に定める会費の納入をもって、会員とする。入会、退会は自由とする。

会計年度:毎年4月1日から翌年3月31日をもって、会計年度とする。

ただし、毎年1月1日以降の新規入会者については、

その会計年度内の会費は免除する。

会 費: 年4,000円とする。

会の運営費は、会費のほか、寄付金および講演会費の剰余金をもって充当す

る。

収支は全て公開し、総会に報告し承認を得る。

運 営:本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 1名

事務局長 1名 役 員 15名以内

会計監査 1名 顧 問 若干名

役員は総会で選出するほか、会長が任命することができる。

この場合は次の総会で承認を得る。任期は1年とする。ただし、再任を妨げ

ない。

総 会:定期総会は、原則として毎年5月に出席会員をもって開催し、

議決は出席会員の過半数をもって決する。

理 事 会:理事会は、会長、副会長他上記役員で構成し、必要により随時開催し

会務執行の円滑な運営を図る。

規約の改定:会則を改定しようとする時は、理事会の発議を経て、

総会出席者(委任を含む)の3分の2以上の賛成を得なければならない。

そ

他:本会則に定めのない事項で必要なものについては、理事会が協議の上決定し、

次の総会で承認を得る。

付則

本会則は、昭和60年4月1日から施行する。

平成3年3月30日 改訂

平成8年3月30日 改訂

平成14年3月30日 改訂

平成19年5月31日 改訂

平成28年5月31日 改訂

令和元年10月31日 改訂

令和2年1月25日 改訂

令和3年5月31日 改訂

令和4年5月31日 改訂

令和5年5月31日 改訂